

# 農薬危害防止運動

6月1日から8月31日の間は農薬危害防止運動の期間です。

農林水産省の方針に従い全国農薬協同組合、全国農薬指導者協議会でも実施します。

(農林水産省のHPより)

主な実施事項は以下のとおりです。

- (1) 啓発ポスターの作成及び配布、新聞への記事掲載等による、農薬及びその取扱いに関する正しい知識の普及啓発
- (2) 農薬による事故を防止するための指導
- (3) 農薬の適正使用等についての指導
- (4) 農薬の適正販売についての指導
- (5) 有用生物や水質への影響低減のための関係者の連携

各道府県の安全協の支部では、この間、農薬の販売店舗等にポスターやのぼりを設置し、農薬の適正使用、事故防止等の啓蒙活動を実施します。

右は2019年度の「農薬危害防止運動」のポスターです。



## 農薬を使用する人の安全 農作物の安全 環境への安全

# 農薬危害防止運動

●農薬は農産物の安定供給に欠かせないので、安全性が確認されたものだけが農林水産省で登録されています。  
●農薬は安全な農作物を作るため、使用時期、使用回数など農薬の使用基準が定められています。安全な農産物生産のための農薬の使用基準を守りましょう。

中毒についての問い合わせ先 **中毒110番(公財)日本中毒情報センター**  
農作物作業中や農事後の異常を感じた場合は、直ちに医師の手当てを受けてください。結果などが不明な場合は、医師から下記に電話してお尋ねください。

大阪 中毒110番 (365日 24時間対応) つくば 中毒110番 (365日 9時～21時対応)  
●一般市民専用(通話料のみ) ☎072-727-2499 ●一般市民専用(通話料のみ) ☎029-852-9999 全国農業協同組合  
●医療機関専用(1件につき82,000円) ☎072-726-9923 ●医療機関専用(1件につき82,000円) ☎029-851-9999 全国農業安全指導者協議会